（郵信省認可）　（本號六頁）　明治二十四年三月十六日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社に直接に郵便にて送致するものに限り右定價の外に一箇月十五錢の郵送料を申受く

時事新報廣告料前金

一行五號活字四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行に付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

第二千九百六十號　明治廿四年三月十六日　月曜日
舊暦辛卯二月七日　（辛、丑）
日出午前五時五十三分　入午後五時四十八分
月出午前九時十二分　入午後
國際平時午前九時十七分　午後九時三十八分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報

利息引上策は如何

世間の不景氣は既に久しき沙汰なれども毫も回復の望みなく年々ますます不味を加ふるのみにして底止する所を知らざるもの〜如し或は其原因を會社流行の結果に歸し或は流通貨幣の不足に歸して回復の手段を論ずるものも少なからざれども我輩の所見を以てするに其近因の事情は兎も角も今日の有樣を致したる其本源に溯りて論ずれば之を政府財政當局者の處置に歸せざるを得ず抑も世間の不景氣と稱して金の融通に苦情を訴ふるは人身の病に異なるなしとして其容體にも種々あるごとく雖も我輩の診察にては今日の病は純粹の貧血症にも非ず又多血に若しくは血の循環常を失して一部に血の乏しきを訴ふる代りに他部に於ては却て充血の患を見るものなりと云はざるを得ず其兆候を如何にと云ふに社會の一方に商賣人は頻りに金融逼迫を訴へて金の貸手あきに苦しめども他の一方に於ては却て金融の緩慢を唱へ可惜、資本を倉庫に積み徒に政府の公債證書に依賴して手を空するは正に今日の有樣にして即ち其病は血の多少に非ずして其循環の常を失するものなり左れば其間には何か融通を妨ぐる障碍物あるを得ずして我輩の所見に於ては之を今の金利の割合に歸するものなり抑も我國の金利は德川の治世以來一割以上一割五六分の間を往來して平均一割の下に出でざりしものが近年に至り經濟社會一般の事情は格別の變化あきに金利のみ遽に下落して五分と爲りたるは非常の激變にして畢竟人爲の變化に外ならず即ち今日の病根は實に此變化に在るものなれども扨その變化を致したるは財政當局者の政策に外ならずして人爲の最も甚しきものなるを知る可し明治十五年來政府が紙幣回收策に鋭意して急激の處置を施し一方に日本銀行を設けて金融の權を一手に握り無理に一般の金利を低下せしめたる其結果は如何にと云ふに政府にては公債を整理すると稱し從來の公債證書を五分に整理して人爲を以て證書の價格を維持し之を政府の信用、公債の聲譽を致したる者と稱し其實面甚だ佳なるが如くなれども世間の金融は遽に金利の低下したるが爲めに忽ち一種の變態を現し順に會社熱の流行を催ほし新設の事業は雨後の筍の如く國中到る處に族々勃興したれども元來事業の起るは自から時機のあるものにして事物自然の順序を經ざる可らざるに一時の變に欺かれて遽に成育したる者は恰も室の暖氣に時あらぬ花を開きたるに同樣、一旦外の空氣に觸るれば忽ち凋まざるを得ず幾ばくもなく會社瓦解の勢を呈して非常の慘狀を極めたるは固より怪しむに足る可らず是に於てか世間の金滿家は其發軔に鑑みて更に戒心を催ほし益々金庫の緘を嚴にして容易に出すまじと肯んぜず不本意ながらも公債證書の低利に安んじて唯、成を守るの有樣と爲り世間に金融の緩滞を致したるは正に昨今の情態にして即ち不景氣の病根なるが如し左れば其病根を除くには緩滞上に人爲の制限を解き日本の金利をして自然の割合に歸せしむるを要にして我輩は之を外にして他に良策なかる可しと信ずるものなり近來日本銀行にては回收策と唱へ頻りに流通紙幣の回收に從事するよし回收策が今日の事情に於て適當なるや否やは知らざれども我輩の同行に望む所は此に非ずして彼に在り即ち公債證書の價格を維持するを目的として其利息を低度に置くの方向を改め大に之を引上げて金利自然の割合に歸せしむるに在り我輩は同行が利息の引上げを斷行すれば必ず云々の結果ある可しと斷言するものに非ざれども之を行ふて其結果もしも妙ならざるときは更に改めて元に復するも可なり兎に角に同行が之を斷行して實際の結果如何を試めさんみとを希望するものなり日本銀行が其利息を引上ぐるときは左なきだに世間の金利は今の低度に安んじて頻りに高きを望む折柄、一般の割合は之に連れて自然の程度に昇り公債證書の如きは忽ち下落して六十圓臺と爲れば茲に疎管の滞澁を通じ血脈の循環常に復して世間に金融活潑の勢を催ほすに至るや疑ふ可らず或は斯くの如くして金利の割合騰貴すれば今の工業諸會社の如きは爲めに非常の困難を感ずるに至る可しと云ふものなれども是れは自から別問題なれば更に論述するまでもなし我輩は今日の現狀に於て兎に角に日本銀行が利息の割合を引上げ其結果の如何を實際に試驗せんみとを希望するものなり

官報

○遞信省告示第六十四號
豐前國企救郡門司三等郵便局ヲ二等郵便局ニ改定シ其事務取扱ハシム
但シ實施期日ハ追テ告示ス
明治廿四年三月十四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第六十五號
本月二十一日ヨリ左ノ郵便局ヲ郵便電信局トシ其事務ヲ取扱ハシム
但淡塞河江及放生津ノ三局ハ當分ノ内歐文電報及歐字又ハ亞剌比亞數字ヲ記入シタル和文電報ハ取扱ハス
明治廿四年三月十四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

郵便電信局
陸前國遠田郡登米郵便局
陸前國本吉郡本吉郵便局
陸前國伊具郡鱗沼郵便局
陸中國東閉伊郡山田郵便局
陸中國西閉伊郡遠野郵便局
羽前國南村山郡上ノ山郵便局
羽前國東村山郡天童郵便局
羽前國北村山郡楯岡郵便局
羽前國西村山郡寒河江郵便局
越中國射水郡放生津郵便局
肥前國東彼杵郡大村郵便局
肥後國宇土郡宇土郵便局
大隅國姶羅郡加治木郵便局

○遞信省告示第六十六號
本月二十一日ヨリ近江國浦生郡西大路郵便局ヲ同國同郡日野町ニ移シ郵便電信局トシ日野郵便電信局ト稱シ其事務ヲ取扱ハシム
但當分ノ内歐文電報及歐字又ハ亞剌比亞數字ヲ記入シタル和文電報ハ取扱ハス
明治廿四年三月十四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第六十七號
駿河國燒津蠟道停車場電信取扱所ニ於テ本月二十一日ヨリ左ノ事項ニ據リ公衆電報取扱ヲ開始ス
但萬國電信條約書ニ依リ取扱フヘキ電報歐文電報及返信料前納電報ハ之ヲ取扱ハス
明治廿四年三月十四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

一電報取扱時限ハ一般電信局ニ同シ
一取扱所ヨリ三町以内ニ屆タル電報ハ直配達ヲナス
一本所ニ於テハ崎ニ別便配達ヲ取扱フ

○遞信省告示第六十八號
左ノ郵便局ヲ置キ來四月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム
明治廿四年三月十四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

位置	名稱	等級
紀伊國日高郡川上村大字濱國	濱國郵便局	三等
紀伊國日高郡寒川村大字寒川	寒川郵便局	三等

○遞信省告示第六十九號
左ノ郵便局本月三十一日限リ廢ス
明治廿四年三月十四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

紀伊國日高郡	中組郵便局	廢止
紀伊國日高郡	藤井郵便局	廢止
紀伊國名草郡	國郡郵便局	廢止
紀伊國名草郡	三葛郵便局	廢止
紀伊國名草郡	秋月郵便局	廢止
紀伊國那賀郡	麻生津郵便局	廢止

○遞信省告示第七十號
來四月一日ヨリ左ノ通郵便局ヲ移轉改稱ス
明治廿四年三月十四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

位置	舊稱	改稱
紀伊國有田郡糸我村大字中番	宮原郵便局	糸我郵便局
紀伊國有田郡城山村大字二川	楠本郵便局	二川郵便局
紀伊國東牟婁郡小口村大字上長井	泰本郵便局	小口郵便局

○警察令第三號
胞衣及產穢物ハ家屋ニ近接セル場所ニ埋納スヘカラス
但胞衣產穢物取扱營業者ハ東京府廳ノ許可ヲ得タル一定ノ埋納燒却場ノ外埋納又ハ燒却スルヲ得ス前項ノ營業ヲ爲ス者ハ埋納地燒却場ノ地名坪數等詳記シタル書面ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
明治廿四年三月十四日　警視總監代理　警視副總監國田安賢

○警視廳告示第二號
安寧條例十三日警視總監缺員中代理ヲ命セラレタリ
明治廿四年三月十四日　警視副總監國田安賢

雜報

○遞信次官退職の始末　前報遞信次官が遂に大臣秘書官の肝へ論旨免官の沙汰ある樣にとの噂を送りたるに就ては大臣の心痛殊から尹遂に延ひて内閣の評議にも上りたるよしに噂させしが既に三四日前のみとゝわ彌々昨出の通り論旨免官に内決したりと尤も對次官の候補者が近々決りと云へり

○信州上田地方の本場と聞えたるものの豫想したるものせり

○雹害　昨冬より雹害のため他地方に於ては如何だしきは已に種子を蒔き田地方は多年の經驗にも之を推測したるに其の失敗を取りたるは何れも雹害種の事務所内に在るより置く處の雹害は由々敷大事なり法を施したり抑今日の分ならば今日の處なかるべし迫せるが爲め雹害れ等に多少の困難製絲　製絲は上田地方は其產額は上田地方て本器械は最も昨年以來踏器械のものなく踏器械しめんと盡力す原料即ち本器械ざる故全く其財見るも踏器械と八枚の間に在る器械は一割の減する等の損失れ差等あるにに絲況現今の如るも減ずるみとへしの際に印を索め易きやうとの說もあり

○吉田正秀氏電信建築長を命諸氏の發起を以開きたるに會員凡そ三十四名の本に電信を設け諸國の電信事業る所最も多く敗編を沈布せしと

○神戸の茶況に比し一週間位る十二日駿州清水町なる中條商店季候の適順なる人ては極めて輸出の茶商館は客年に赴き殆んど依一商會へ七萬六凡二萬斤内外の